



社会・環境部会規約

平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、組織規程（0103）第 5 条ならびに部会規程（1002）に基づき設置する社会・環境部会の組織・運営について定めることを目的とする。社会・環境部会（以下、「部会」とする）は、原子力に関連した社会・環境分野の研究・活動を支援し、その発展に貢献することを目的とし、設置する。

(運営)

第 2 条 部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

第 3 条 部会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。

- (1) 部会の活動や研究関連の情報を提供するためにホームページを運営する。
- (2) 研究会、セミナー、講演会、講習会、見学会等を適宜開催する。
- (3) 原子力に関連した社会・環境分野の研究・活動の支援およびその発展に関する理解の促進のため、必要に応じて、研究、調査および評価等のためのコアグループ等を組織し、研究者間の交流と関連分野の研究・活動を活性化する。
- (4) 部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等と積極的に交流する。
- (5) 部会にかかわる国内外の関連学協会、諸機関との交流を推進し、必要に応じて国際シンポジウム、ワークショップ、研究会等を共催する。
- (6) 必要に応じて、原子力に関連した社会・環境分野の研究・活動の支援およびその発展に関する事項について社会に対して情報を発信する。
- (7) その他、適切な事業を随時、実施する。

(会員資格)

第 4 条 正会員および学生会員は部会員となる資格を有する。

(部会費)

第 5 条 部会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに、会員管理規約（0000-06）にしたがって部会費を納入する。なお、退会の際はその旨を学会事務局に申し出る。

(運営組織)

第6条 部会の運営は、部会員の互選によって選出された部会長1名、副部会長および運営委員若干名からなる運営小委員会がおこなう。

2 部会長、副部会長および運営委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第7条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

2 各委員は、部会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(部会全体会議)

第8条 部会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他、重要な事項

(運営費)

第9条 部会は、部会配布金、事業収入、賛助金をもって運営することを基本とする。

2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始にあたっては、企画委員会での審議を必要とする。また、外部入金の定率を本部管理費として日本原子力学会に収める。

第10条 運営費の予算、決算については、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会に報告する。

(改定)

第11条 本規約の改定は、社会・環境部会運営小委員会が起案し、社会・環境部会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(下部規則)

第12条 本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附則

1 平成22年10月1日 第512回理事会改定、同日施行

2 改定履歴

- ① 平成11年1月28日 第409回理事会、研究部会決定
- ② 平成20年3月26日 第23回部会総会改定
- ③ 平成20年9月15日 第24回部会総会改定
- ④ 平成22年10月1日 第512回理事会改定
- ⑤ 平成28年9月8日 第35回社会・環境部会全体会議承認、平成28年10月27日 部会等運営委員会メール報告、平成29年3月21日 第7回理事会承認

附則

- 1 平成 29 年 3 月 21 日承認の規約は，理事会承認の日から施行する。